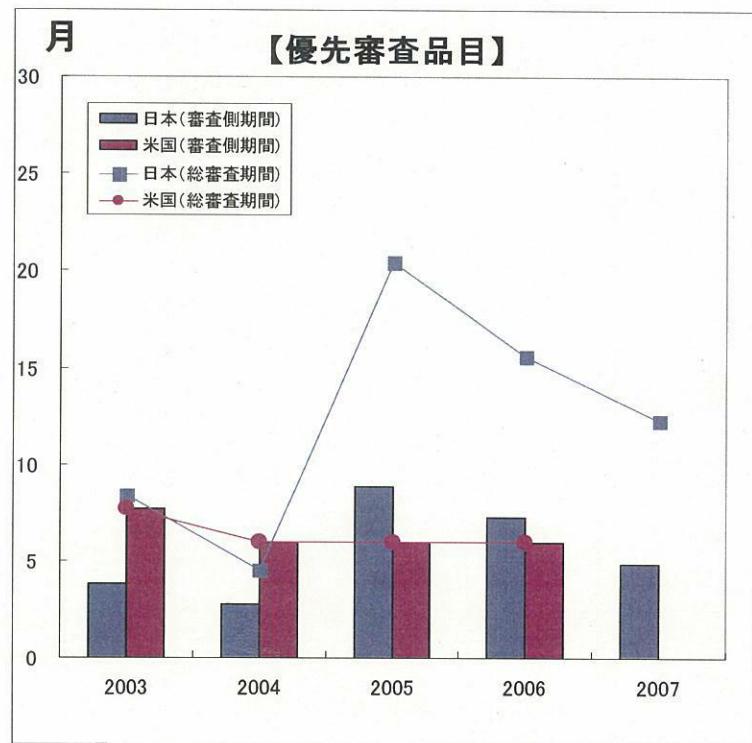
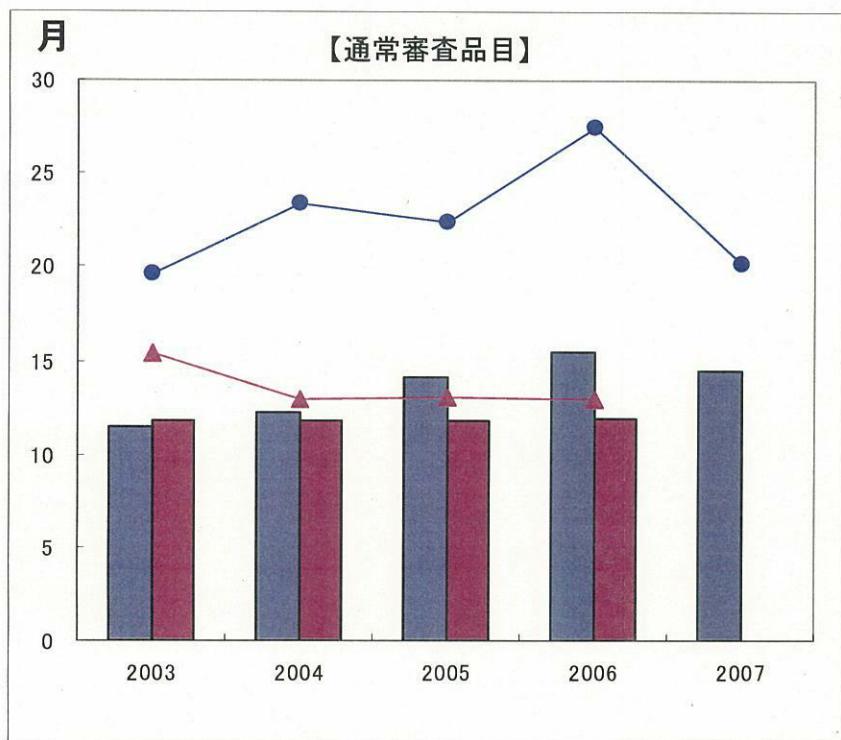


〔参考〕新薬の審査期間(中央値)の日米比較



注1)「審査側期間」とは、申請から承認までの全期間(「総審査期間」)のうち、承認審査を担当する側が審査に要した期間であり、指示に基づき申請企業側が行う追加資料の作成期間は含まない。

注2)日本は年度単位、米国は暦年単位で計上

注3)2006年度(日本)は、機構発足前に申請されたいわゆる滞貿易分を重点的に処理したため、審査期間が長期化している。

注4)「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づき、23年度までに新薬の上市までの期間を2.5年を短縮する。

承認件数	2003	2004	2005	2006	2007
日本	41	27	42	53	61

承認件数	2003	2004	2005	2006	2007
日本	10	22	18	24	20